

キャッシングサービスに関するご案内

以下は、貸金業法第16条の2に基づき、カード発行前にキャッシングサービスに関してご案内する内容です。ご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ・当社では、利用可能枠の額にかかわらずキャッシングサービスの内容を事前にご確認いただいております。
- ・本ご案内は、キャッシングサービス利用可能枠が0円の方への書面です。
- ・カード発行時に(1万円以上の)利用可能枠が設定されるお客様、またカード発行後にご利用をご希望されるお客様には改めて書面にてご案内させていただきます。

<資金使途/自由(ただし、事業資金は除く)>

名称	融資利率(手数料率)*1*2	返済方式	返済期間・返済回数	担保
キャッシング1回払い (国内・海外)	年利18.00%	元利一括払い	23日～56日(ただし暦による)・1回	不要
キャッシングリボ払い	年利18.00%	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ 元金定額払い	1カ月～60カ月・1回～60回 ※ご利用可能枠内で新たに借入れをされた場合や 臨時返済をされた場合は、ご利用残高が増減する ため、返済期間・返済回数は変更されます。	不要

*1 融資残高合計額が100万円以上の場合は、年利15.00%

*2 1年365日(うるう年は366日)による日割計算

●ご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用された場合に、当社が交付する「融資ご利用内容のお知らせ」に記載する「返済期間・返済回数・返済期日・返済金額」は、当該お知らせを交付後にお客様が新規にご利用またはご返済をされた場合には、変動します。

●海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データの当社への到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2カ月後または3カ月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期間は101日、ただし暦による)。この場合であっても、手数料は、各借入金に対して融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの期間について手数料率を乗じた金額となります。

●遅延損害金 年20.00%

●返済金額の算出方法

【キャッシング1回払い/海外キャッシング1回払い】

前月16日から当月15日までのご利用金額合計および下記計算方法より算出した手数料を翌月のお支払日にお支払いいただきます。

<手数料計算方法>

ご利用額×融資利率(年利)×ご利用日数<ご利用日翌日から今回お支払日までの日数>÷365(うるう年は366)

【キャッシングリボ払い】

設定の元金および下記計算方法により算出した利息を毎月のお支払日にお支払いいただきます。

<利息計算方法>

[新規利用分] 新規ご利用額×融資利率(年利)×ご利用日数<ご利用日翌日から今回お支払日までの日数>÷365(うるう年は366)

[残高分] 前回ご返済後残高×融資利率(年利)×ご利用日数<前回お支払日翌日から今回お支払日までの日数>÷365(うるう年は366)

●繰上返済方法

	キャッシング1回払い (国内・海外)	キャッシングリボ払い	
1. ATMによるご返済	×	○	当社が指定するATM等から入金して返済する方法
2. 口座振替によるご返済	×	○	事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3. 口座振込での返済	○	○	事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法
4. 持参による返済	○	○	当社所定の窓口で現金を持参して返済する方法

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息をあわせ支払うものとします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※海外キャッシング1回払いについては、国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、当社に売上票が到着する日まで日数がかかる場合があります。この場合、当社に売上票が到着するまで本会員は繰上返済することができません。

【期限の利益の喪失】

本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)(3)または(4)においては何らの通知・催告を受けることなく当然に、(5)(6)または(7)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について、期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。ただし、(1)については、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。

- (1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産・民事再生・金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) (1)(2)(3)(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。
- (6) 会員規約に違反し、その違反が会員規約の重大な違反となるとき。
- (7) 会員資格を喪失したとき。

【個人信用情報機関の利用および登録】

融資の利用状況については当社が加盟する信用情報機関および当該信用情報機関と提携する信用情報機関に登録されます。

《加盟個人信用情報機関》(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

●株式会社シー・アイ・シー(CIC)	●株式会社日本信用情報機構(JICC)
https://www.cic.co.jp/	https://www.jicc.co.jp/

《提携個人信用情報機関》

●全国銀行個人信用情報センター
https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

登録情報と登録期間

	C I C	J I C C
①氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の番号・本人確認書類の記号番号等の本人を特定するための情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申込みの事実	当該利用日より6カ月間	当該利用日より6カ月以内
③入会年月日・利用可能枠・貸付残高等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	

※前表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは④⑤となります。

※前表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内登録されます。

【当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関】

- 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 ☎03-5739-3861

【その他】

※金融機関等にて振込みにより債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他、債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料・印紙税・費用・手数料等に課せられる消費税その他の公租公課、および当社が債権保全の実行のために要した費用、ならびに金融機関の利用手数料は会員負担となります。

※お支払期日:毎月10日支払い(金融機関等休業日は翌営業日)

※お支払いはご指定の口座より自動振替いたします。

株式会社セブン・カードサービス

〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5

登録番号:関東財務局長 第01282号 日本貸金業協会会員 第001897号